に一を加えた年齢から当該年齢に特定数を加えた年齢までの範囲に属する労働者数の二分の一以下であり、かつ、範囲内最低年齢から一に特定数を加えた年齢を減じた年齢から範囲内最低年齢から一を減じた年齢までの範囲に属する労働者数の二分の一以下であるものとする。

（高年齢者等職業安定対策基本方針の一部改正）

第六条　高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第3　事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項 1　事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 事業主は、高年齢者が年齢にかかわりなく、その意欲及び能力に応じて働き続けることができる社会の実現に向けて企業が果たすべき役割を自覚しつつ、労働者の年齢構成の高齢化や年金制度の状況等も踏まえ、労使間で十分な協議を行いつつ、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保等のために次の(1)から(7)までの諸条件の整備に努めるものとする。 (1)　募集・採用に係る年齢制限の禁止 労働者の募集・採用に当たっては、労働者の一人ひとりに、より均等な働く機会が与えられるよう、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。	第3　事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項 1　事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 事業主は、高年齢者が年齢にかかわりなく、その意欲及び能力に応じて働き続けることができる社会の実現に向けて企業が果たすべき役割を自覚しつつ、労働者の年齢構成の高齢化や年金制度の状況等も踏まえ、労使間で十分な協議を行いつつ、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保等のために次の(1)から(7)までの諸条件の整備に努めるものとする。 (1)　募集・採用に係る年齢制限の禁止 労働者の一人ひとりに、より均等な働く機会が与えられるよう、雇用対策法（昭和41年法律第132号）において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。 なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3第1項各号に該当する場合であって、上限年齢を設定するときには、法第18条の2に基づき、求職者に対してその理由を明示する。 (2)～(7)　（略） 2・3　（略）
（雇用政策基本方針の廃止） **第七条**　雇用政策基本方針（平成二十六年厚生労働省告示第二百一号）を廃止する。 （雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部改正） **第八条**　平成二十九年厚生労働省告示第二百六十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）を次の表のように改正する。	（雇用政策基本方針の廃止） **第七条**　雇用政策基本方針（平成二十六年厚生労働省告示第二百一号）を廃止する。 （雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部改正） **第八条**　平成二十九年厚生労働省告示第二百六十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千九百四十円 二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　四千九百四十円以上一万二千百四十円以下の額	一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千九百四十円 二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　四千九百四十円以上一万二千百四十円以下の額

附　則

（適用期日）

1　この告示は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3　この告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。